

令和4年度

定期監査(後期)及び  
財政援助団体等監査  
結果報告書

笠岡市監査委員



## ～ 目 次 ～

### 定 期 監 査

第1	監査の期間及び対象	-----	1
第2	監査の範囲及び方法	-----	1
第3	監査の結果	-----	1
1	市民生活部		
(1)	市民課	-----	2
(2)	人権推進課	-----	2
	吉田文化会館	-----	3
(3)	環境課	-----	3
2	健康福祉部		
(1)	地域包括ケア推進室	-----	3
(2)	病院建設推進室	-----	3
(3)	地域福祉課	-----	3
(4)	生活福祉課	-----	4
(5)	長寿支援課	-----	4
(6)	健康推進課	-----	4
3	こども部		
(1)	子育て支援課	-----	4
(2)	こども育成課	-----	5
4	会計管理者		
	会計課	-----	5
5	教育部		
(1)	教育総務課	-----	6
(2)	学校教育課	-----	6
(3)	生涯学習課	-----	6
	中央公民館，図書館，竹喬美術館，カブトガニ博物館		
(4)	スポーツ推進課	-----	7
6	議会		
	議会事務局	-----	7
7	選挙管理委員会		
	選挙管理委員会事務局	-----	8
8	市民病院		
	市民病院事務局	-----	8

9 総括表	9
-------	---

## 財政援助団体等監査

第1 監査の対象	10
第2 監査実施の日	10
第3 監査の範囲及び方法	10
第4 監査の結果	10
1 福祉諸団体活動補助金	
(1) 対象財政援助団体の概要	10
(2) 補助金交付の目的	11
(3) 交付の対象となる事務又は事業の内容	11
(4) 補助金の算定方法	11
(5) 補助金の交付状況	12
(6) 収支状況	12
2 まとめ	13

## (参 考)

監査における指摘と公表の基準	15
----------------	----

(注) 各表中の金額は、原則として表示の1桁下位を四捨五入した。このため、計数が一致しない場合がある。

なお、指摘事項や検討事項等の基準については、末尾に掲載した「監査における指摘と公表の基準」による。

# 定期監査

## 第1 監査の期間及び対象

令和5年1月27日から令和5年2月20日までの間、次のとおり実施した。

実施年月日	監査の対象
令和5年1月27日	子育て支援課，こども育成課 市民課，人権推進課・吉田文化会館
令和5年2月1日	選挙管理委員会事務局，議会事務局，会計課
令和5年2月3日	教育総務課，学校教育課，長寿支援課
令和5年2月8日	生涯学習課，中央公民館， 図書館，竹喬美術館，カブトガニ博物館
令和5年2月9日	健康推進課，地域包括ケア推進室 病院建設推進室，市民病院事務局
令和5年2月13日	スポーツ推進課，環境課
令和5年2月20日	生活福祉課，地域福祉課

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は，令和4年度における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として，監査資料の提出を求め，関係諸帳簿を確認・点検するとともに，関係職員から説明を聴取するなどにより実施した。

なお，今回は，従来の監査に加え，備品及び準公金の管理状況についても監査した。  
また，前回（令和2年度）の定期監査における指摘等の対応状況も留意して監査した。

## 第3 監査の結果

各監査対象における予算の執行，収入及び支出に関する事務については，関係法令，条例，規則，予算等に準拠し，おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし，滞納繰越分の収入未済額，諸契約の状況，物品管理，前渡資金及び釣銭等の管理状況，準公金管理状況については改善を要するものが見受けられた。それぞれ必要な措置を講じ，適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

また，前回（令和2年度）の定期監査における指摘事項等で改善が見られないものについては適切な対応を図られたい。

なお，軽微な事項（指示事項，注意事項，要望意見）については，本報告書の記載から省略しているが，担当課等にはその都度注意して改善するよう指導しており，また，改めて文書でも通知することとしている。

監査対象ごとの結果は、次のとおりである。

## 1 市民生活部

### (1) 市民課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (2) 人権推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

#### ア 指摘事項

令和4年10月末現在、住宅資金貸付金償還金に係る滞納繰越分の収入未済額は7,205万円、また、生活改善資金償還金に係る滞納繰越分の収入未済額は87万円となっている。引き続き、滞納繰越分については、滞納事案ごとに整理した上で収入確保を図るなど、収入未済額の縮減に努めること。

住宅資金貸付償還金（滞納繰越分）の収納状況  
(令和4年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和3年度分	0	0	0	—
令和2年度分	0	0	0	—
令和元年度分	0	0	0	—
平成30年度以前分	75,194	3,136	72,057	4.2
合 計	75,194	3,136	72,057	4.2
前回監査時(令2)の状況	79,477	1,317	78,160	1.7

生活改善資金償還金（滞納繰越分）の収納状況  
(令和4年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和3年度分	0	0	0	—
令和2年度分	0	0	0	—
令和元年度分	0	0	0	—
平成30年度以前分	916	37	879	4.0
合 計	916	37	879	4.0
前回監査時(令2)の状況	1,006	42	964	4.2

#### イ 検討事項

準公金（笠岡市非核平和都市宣言啓発実行委員会）について、通帳の名義を準公金管理者とし、届出印を個人印としていた。通帳口座名義人は団体の代表

者とし、届出印は代表者印にされたい。

### 【吉田文化会館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (3) 環境課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## 2 健康福祉部

### (1) 地域包括ケア推進室

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

#### ア 指摘事項

諸契約の状況（地域包括支援センター業務委託）について監査した結果、契約に係る起案文書の決裁日が、契約書の契約日の約2か月後の日付となっているものが見受けられた。契約日は文書決裁日以後とすること。

#### イ 検討事項

諸契約の状況（認知症地域支援・ケア向上事業委託等）について監査した結果、契約書の記載事項に再委託と受け取れる標記が見られた。適切に見直されたい。

### (2) 病院建設推進室

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### (3) 地域福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

ア 指摘事項

準公金（笠岡市民生委員児童委員協議会など）について、準公金管理者は適正な会計処理を確認した結果について上司の検査を年2回以上受けるべきところ、準公金管理者自身が検査しているものが見受けられた。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理すること。

(4) 生活福祉課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

ア 指摘事項

令和4年10月末現在、生活保護費返還金に係る滞納繰越分の収入未済額は2,006万円となっている。引き続き、還付金発生の未然防止及び滞納繰越分の収入未済額の縮減に努めること。

生活保護費返還金（滞納繰越分）の収納状況  
(令和4年10月末現在)

年 度 別	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
	千円	千円	千円	%
令和3年度分	3,341	734	2,607	22.0
令和2年度分	2,151	40	2,111	1.9
令和元年度分	5,230	512	4,718	9.8
平成30年度以前分	10,971	340	10,631	3.1
合 計	21,693	1,626	20,066	7.5
前回監査時(令2)の状況	34,797	14,953	19,844	43.0

(5) 長寿支援課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

(6) 健康推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

3 こども部

(1) 子育て支援課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により



監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## (2) こども育成課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

### ア 指摘事項

準公金（笠岡市保育協議会）について、準公金管理者は適正な会計処理を確認した結果について上司の検査を年2回以上受けるべきところ、これを満たしていなかった。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理すること。

### イ 検討事項

準公金（笠岡市保育協議会）について、年度末における現金出納簿記載額が通帳残高及び決算書の表記と一致していなかった。出納簿の記載は適切にされたい。

## 4 会計管理者

### 会計課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

### ア 指摘事項

(ア) 監査対象部署において、備品について備品台帳未作成及び備品台帳の項目に誤記載、未記載が見受けられた。また、既に処分した備品について廃棄備品台帳未作成が見受けられた。備品管理については笠岡市物品管理規則の規定に従って管理すること。

会計管理者は、同規則に従って物品出納員が物品の出納及び管理を適切にするよう、指導すること。

(イ) 監査対象部署において、随時の前渡資金について、支払後7日以内に精算をしていないものが見受けられた。また、常時必要とする経費に係る前渡資金について、当月分の予定金額として支出していないもの、翌月の10日までに精算書の手続を執らずに、残金を翌月に繰り越しているものが見受けられた。笠岡市会計規則に従って適正に処理するよう各課出納員に指導すること。

## 5 教育部

### (1) 教育総務課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

#### ア 指摘事項

常時必要とする経費に係る前渡資金について、当月分の予定金額として支出したもののうち、翌月の 10 日までに精算の手続を執らずに、残金を翌月に繰り越す際の手続に不備のあるものが見受けられた。笠岡市会計規則に従い適正に処理すること。

### (2) 学校教育課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項は以下のとおり。

#### ア 指摘事項

準公金（笠岡市教育研修所）について、準公金管理者は、会計処理を確認した結果について上司の検査を年 2 回以上受けるべきところ、これを満たしていなかった。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理すること。

### (3) 生涯学習課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、検討事項は以下のとおり。

#### ア 検討事項

準公金（笠岡市文化連盟等）について、現金出納簿において、当該会計年度末日以降の日付による支出の記載が見受けられた。現金出納簿の記載は会計年度期間とされたい。

### 【中央公民館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### 【図書館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### 【竹喬美術館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

### 【カブトガニ博物館】

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## (4) スポーツ推進課

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

### ア 指摘事項

準公金（笠岡市スポーツ協会）について、準公金管理者は、会計処理を確認した結果について上司の検査を年2回以上受けるべきところ、これを満たしていなかった。笠岡市準公金取扱要綱の規定に従い、適正に管理すること。

### イ 検討事項

準公金（笠岡市スポーツ協会）について、預金口座通帳の届出印の管理は準公金管理者が行い、通帳の管理は別の者がすること。現金出納簿に伝票番号の記載がないものが見られた。なお、現金出納簿については笠岡市準公金取扱要綱に定める様式第1号に準じて作成されたい。

## 6 議 会

### 議会事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項等は以下のとおり。

### ア 指摘事項

常時必要とする経費に係る前渡資金について、当月分の予定金額として支出

したもののうち、翌月の10日までに精算の手続を執らずに、残金を翌月に繰り越す際の手続に不備のあるものが見受けられた。笠岡市会計規則に従い適正に処理すること。

イ 検討事項

政務活動費については、交付決定の起案文書に決定額の算出根拠を明記されたい。

## 7 選挙管理委員会

### 選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## 8 市民病院

### 市民病院事務局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係書類により監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

## 9 総括表

監査の対象 チェック項目	市民課	人権推進課	吉田文化会館	環境課	地域包括ケア推進室	病院建設推進室	地域福祉課	生活福祉課	長寿支援課	健康推進課	子育て支援課	子ども育成課	会計課	教育総務課	学校教育課	生涯学習課	中央公民館	図書館	竹喬美術館	カブトガニ博物館	スポーツ推進課	議会事務局	選挙管理委員会事務局	市民病院事務局
滞納繰越金の 収納状況	-	×	-	-	-	-	-	×	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
備品管理関係	○	○	△	△	△	-	△	△	○	○	○	-	-	○	△	△	△	△	△	△	△	-	○	-
準公金の管理	-	□	-	△	-	-	×	-	-	△	-	×	-	○	×	□	-	-	-	-	×	-	-	-
現金（釣銭）等 の管理状況	○	-	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	△	○	○	△	-	-	○
前渡資金の 管理及び精算	△	△	-	△	-	-	-	△	-	-	△	-	-	×	-	-	△	-	-	-	-	×	-	-
その他	△	○	○	△	×	○	△	△	○	○	△	○	×	△	△	△	△	○	○	△	△	□	△	○

- : 適正に行われていたもの
- ×
- : 指摘事項
- △ : 指示事項・注意事項・要望意見
- : 該当がないもの



# 財政援助団体等監査

## 第1 監査の対象

- 1 補助金の名称 福祉諸団体活動補助金
- 2 補助事業者名 笠岡市遺族連合会  
会長 秀平良子
- 3 部 課 名 健康福祉部地域福祉課

## 第2 監査実施の日

令和5年2月20日

## 第3 監査の範囲及び方法

本市が令和3年度において財政的援助を行った各種団体の中から抽出し、補助金等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、監査資料、関係書類等の提出を求め、書類の審査、計数確認のほか、関係職員から説明を聴取して実施した。

## 第4 監査の結果

補助金の交付事務については、おおむね適正に行われているものと認められた。

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 福祉諸団体活動補助金

#### (1) 対象財政援助団体の概要

笠岡市遺族連合会の前身である小田郡遺族連合会は戦後間もない昭和22年に発足した。その後、昭和27年の笠岡市市制施行に伴い、小田郡遺族連合会は笠岡市遺族連合会と矢掛町遺族連合会とに再編成された。

笠岡市遺族連合会は市内各地区遺族会の連合体として組織されており、令和3年度においては、市内14の地区遺族会により構成され、地区遺族会の会員数は606人で、会員数は減少傾向にある。

笠岡市遺族連合会総会開催、笠岡市戦没者追悼式及び岡山戦没者遺族代表者大会・笠岡市遺族連合会合同慰霊祭、古城山招魂社清掃、靖国神社・岡山県護国神社・岡山陸軍墓地・呉海軍墓地参拝などの顕彰・祭祀、また、学校訪問による市内小中高校生への戦争体験に関する講話による平和教育事業等、戦没者遺族の処遇改善、

相互扶助及び福利厚生事業を実施している。

令和3年4月に、「遺族会の歩み」、「遺族は今」、「未来につなぐ平和の詞」の3部で構成した「終戦75周年記念誌 ふるさと 笠岡市遺族連合会」を発行した。

表1 会員数の推移

年 度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
会員数（人）	539	606	632

(2) 補助金交付の目的

- ①英霊顕彰・祭祀
- ②平和教育の推進
- ③戦没者遺族の処遇改善
- ④遺族相互扶助・福利厚生

(3) 交付の対象となる事務又は事業の内容

- ①英霊顕彰・祭祀
  - ・先の大戦で散華された英霊の顕彰
  - ・各地の慰霊碑の管理・保護
  - ・岡山県護国神社及び靖国神社，岡山陸軍墓地などの参拝
  - ・海外に残された遺骨の収集事業，海外慰霊巡拝
- ②平和教育の推進
  - ・笠岡市戦没者追悼式における児童生徒の参加
  - ・戦争体験に関する講話
- ③戦没者遺族の処遇改善
  - ・特別弔慰金の受給
- ④遺族相互扶助，福利厚生
  - ・戦没者配偶者への記念品贈呈

(4) 補助金の算定方法

当該補助金額算定等については、笠岡市行政改革大綱に基づき実施する、「市が単独で支出する補助金・負担金等の見直し」の際に、笠岡市補助金等検討委員会に諮り決定されている。平成28年度の見直しでは対象補助金について現行額から一割削減を目標とし、当該補助金は同年までの574,000円を一割減額により、平成29年度から516,000円とした。平成30年度における検討では、現行どおりとし現在に至る。



(5) 補助金の交付状況

令和3年度における笠岡市からの補助金は、516,000円であり、令和3年度歳入歳出決算書及び附属書類等で確認した。

当該補助金に係る事務は、笠岡市補助金等交付規則に従って執行されている。

交付申請	令和3年5月14日	交付申請額	516,000円
交付決定通知	令和3年5月19日	交付決定額	516,000円
補助金請求	令和3年5月25日	請求額	516,000円
補助金支出	令和3年6月3日	支出額	516,000円（前金払）
実績報告	令和4年3月31日	実績報告額	516,000円

(6) 収支状況

令和3年度の収支状況は、次のとおりである。

表2 令和3年度 収支の状況（決算）

収 入 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
会 費	363,600	会費 600円×606人
助 成 金	516,000	笠岡市補助金（当該補助金）
雑 収 入	162,753	預金利息，自由民主党費還元金，個人負担金，交通費，賽銭，雑費
借 入 金	100,000	一時借入金（補助金交付までの活動費）
繰 越 金	49,558	前年度繰越金
合 計	1,191,911	

支 出 (単位：円)

科 目	決算額	備 考
事 業 費	409,653	大会費，会議費，慰霊費，総会費，福祉費
負 担 金	197,000	（一社）岡山県遺族連盟負担金
配 分 金	181,800	地区遺族会補助金
事 務 費	153,313	事務費，消耗品費，印刷費，通信費，運送費，雑費
慶 弔 費	20,000	弔慰金，見舞金（「慶弔規定」による）
備品購入費	100,000	プレハブ物置（古城山）
償 還 金	100,000	
合 計	1,161,766	

令和4年度への繰越額 30,145円（収入合計額－支出合計額）

表3 令和3年度 笠岡市補助金の使途内訳

(単位：円)

	事業	支出額(事業費)	うち市補助金
1	岡山県護国神社参拝(バス代等)	141,370	111,370
2	県遺族連盟負担金	197,000	197,000
3	古城山招魂社清掃(しめ縄, 茶代等)	15,243	15,243
4	笠岡市遺族連合会総会(印刷費等)	81,141	81,141
5	笠岡市戦没者追悼式(印刷費等)	51,301	51,301
6	岡山県戦没者代表者大会(バス代等)	59,945	59,945
	計	546,000	516,000

令和3年度事業実績報告書添付の令和3年度収支決算書類から、収入合計額1,191,911円に対する補助金の割合は43.3%であり、会費等の自主財源が過半となっている。支出合計額1,161,766円に対する補助金の割合は44.4%である。また、収入合計額に対する支出合計額の割合は97.5%であり、収入支出差引額30,145円は次年度への繰越額として処理されている。

なお、実績報告書添付の補助金使途内訳の記載について、県遺族連盟負担金は、なるべく会費収入等自主財源によることとし、補助金は主として活動費に充当した記載とするように検討されたい。

## 2 まとめ

福祉諸団体活動補助金(笠岡市遺族連合会)に係る経理事務については、おおむね適正に執行されていた。

この補助金は、英霊顕彰・祭祀、平和教育の推進、遺族の処遇改善、遺族相互扶助・福利厚生等を事業の目的とする笠岡市遺族連合会の活動を補助するために、笠岡市が支出しているものである。戦後77年が経過する現在、会員の高齢化に加え会員数の減少のなかで、会の活動の維持には会員のみならず、関係者においては支援の継続が望まれる。

引き続き、笠岡市遺族連合会の活動に対する補助金等に係る出納その他の事務については、適正かつ効率的に執行されたい。

【参 考】

笠岡市遺族連合会 会則（抜粋）

第1条 この会は笠岡市遺族連合会という。

第2条

1 この会は笠岡市内各地区遺族会の連合体とする。

（2 略）

第3条 この会は民族の悠久と国運の隆昌を念じて散華した英霊を顕彰し、戦没者遺族（以下「遺族」という）の福祉増進を図ると共に道義の高揚、社会秩序の確保に努め、平和日本の進展に寄与するを以て目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 英霊の祭祀に関すること。
- 2 遺族処遇の改善に関すること。
- 3 遺族相互扶助、福利厚生に関すること。
- 4 その他本会の目的達成に必要なこと。

第5条 この会に次の役員を置く。1 会長1名、2 副会長3名、3 理事17名、4 評議員若干名、5 監事2名、6 女性部長1名、7 女性副部長2名

第6条

- 1 会長、副会長（女性部長含む）、監事は理事会の互選とする。
- 2 理事は各地区の会長及び、連合会の女性部長、女性副部長を以てこれにあてる。

（3、4 略）

（第7条～第11条 略）

第12条 この会の経費は、地区遺族会の分担金、市補助金、寄付金及びその他の収入を以て当てる。

第13条 この会の予算、及び決算は総会の議決及び認定を得なければならない。

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 この会に事務局を置き、会長の命を受けて、庶務、会計を掌る。

（第16条、附則 略）



( 参 考 )

## 監査における指摘と公表の基準

●：するもの，○：できるもの

区 分	内 容	講評 通知	公 表	
			結果 報告	措置 状況
指摘事項	1 法令，規程，要領及び通知等に抵触する事項 2 故意又は重大な過失によるもの 3 収入及び支出で，著しく不経済な行為又は相当額の損害が生じているもの (1) 滞納繰越金の収入未済額が 10 万円を超え，かつ， 調定額に対する収納率が 20%以下のもの (2) 支払の遅延により支払利息等の損害が発生しているもの (3) その他 4 その他著しく不適切又は妥当性を欠くもの 5 前回の監査で注意した事項で改善の努力がなされていないもの	●	● 具体的	●
検討事項	1 事務の処理方法の統一など，各部局間の調整等を要するもの 2 制度上の不備等で検討を要するもの	●	●	●
指示事項	事務処理における明らかな誤り（指摘事項よりは軽易なもの）であって，容易に修正・変更が可能なもの	●	○ 概要	
注意事項	1 事務処理上の記載誤り，記載もれなど軽易な誤りのもの 2 その他事務処理に当たり留意すべきもの	●	○ 概要	
要望意見	業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	●	○ 概要	

※平成 23 年度制定，平成 23 年度定期監査(後期)から適用

※平成 26 年度一部改正，平成 26 年度定期監査(前期)から適用

※令和 3 年度一部改正，令和 3 年度定期監査(後期)から適用